

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を
改正する省令案等に対する意見公募要領

令和6年2月7日
経済産業省
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

再生可能エネルギーについては、地域との共生を前提に、令和3年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画において掲げられた2030年度の再エネ比率36～38%の実現に向けて最大限導入していくこととしています。また、令和6年4月には、地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、説明会等のFIT/FIP認定要件化などの措置を盛り込んだ、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）の改正が施行されます。

今般、こうした動向等を踏まえつつ、令和5年10月から、調達価格等算定委員会において、令和6年度以降の調達価格等について議論が重ねられ、令和6年1月に、「令和6年度以降の調達価格等に関する意見」が取りまとめられました。

当該意見の他、関連する委員会等における議論の成果・決定事項を踏まえ、資源エネルギー庁では、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。）等の関係省令及び告示の改正に向けた検討を進めてまいりました。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等の概要

3. 資料入手方法

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

（2）窓口での配布

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
（東京都千代田区霞ヶ関 経済産業省別館5階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年2月7日（水）～令和6年3月7日（木）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-fit-saiene@meti.go.jp

（電子メールの件名を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。